

館林市パブリックコメント募集結果報告書

募集案件		館林市都市計画マスタープラン（案）に関する意見募集
募集期間		令和2年12月1日～令和3年1月8日
募集結果	提出者数	1人
	意見数	16件
	提出方法内訳	郵送1件・FAX0件・メール0件・直接0件
市の対応状況		① 反映させた意見数：3件 ② 反映させられなかった意見数：13件 (8件のご意見については、本計画の方針等に含まれています)
意見等の概要と市の考え方		
整理番号	意見等の概要	市の考え方
1	道路の自転車専用レーンや区分帯の整備が喫緊の課題では。	交通体系の基本的な考え方として、環境負荷の縮減、交通の円滑化、健康増進、観光の見地から、自転車の円滑な利用環境の確保を進めることとしています。
2	12ページの人口動向について、市街化区域が旧中心街を核に人口減少が止まらず、逆に調整区域が人口増加傾向を引き続き維持しているが。	人口が減少へと転じるなかで持続可能なまちとしていくために、より拠点性を重視した居住と都市機能の誘導による「集約型都市構造（コンパクトシティ）」への転換が求められており、本計画においてもコンパクトで持続可能な都市の実現に向けた方針を定めています。
3	6ページの目標1“人を育む”まちづくりの取組方針2多様な世代の交流を通じた地域の核となるコミュニティの場の形成について、コミュニティセンターの設置が促進できる市民交流の強化を望みます。	「館林市立地適正化計画」の取組方針となりますが、本計画においても「館林市立地適正化計画」と同様の目標としております。

4	<p>13 ページの【平成 27 (2015) 年→令和 22 (2040) 年の人口、高齢者数の増減】に「市の中心部では、新たに居住してくる人口が少ないことから、高齢者数も減少となっている」とあるが、郊外への移住を選択する判断材料の一端となるのでは。</p>	<p>市の中心部の基本方針として、暮らしやすい居住環境の形成や、都市機能の誘導等による中心拠点としての魅力度向上を掲げております。</p>
5	<p>13 ページの住民のアンケートの館林市に住むようになった理由について、実家があるなど消極的選択で住むようになった人が 85%を占めており、館林市に惚れ込んで積極的に住むようになった人は8%に過ぎなく、館林市に住んでいただくには、他自治体よりもプラスアルファの特典が必要では。</p>	<p>本計画には記載しておりませんが、館林市としては移住定住促進通勤支援金などの移住支援等を実施しております。</p>
6	<p>16 ページについて、館林地域から六郷地域へ人口重心が移行したにも拘わらず、路線バスを館林地域中心に集中展開しており、国道 354 号南はバス路線が少なく、東武鉄道の駅に近い住民を除くと、マイカーを失うと陸の孤島となる。</p>	<p>交通体系の基本的な考え方として、公共交通（鉄道、バス）軸の強化や、地域に適した交通手段の形成を掲げています。</p>
7	<p>17 ページの住民アンケートの道路や交通について期待することについて、回答者の過半数声がマイカー所有者・運転者の声が反映されており、交通弱者の要望は、ほぼ半減しているのではないかと。</p>	<p>住民基本台帳より等間隔無作為抽出した市内在住の 16 歳以上の男女 3,000 名を対象に実施した住民アンケートにおける全回答数に対しての 16 歳から 19 歳までと 70 歳以上を合わせた年齢の割合は約 30%となっています。</p>
8	<p>24 ページの【浸水想定区域図】の河川等範囲の灰色の着色を変更してほしい。</p>	<p>国土交通省が作成した資料を使用しております。なお、凡例に河川等範囲（灰色）の記載があります。</p>

9	<p>34 ページの【拠点、軸、ゾーンの関係性のイメージ】において、館林都市圏内（1市4町）の他自治体と、館林都市圏外の他自治体との違いは。</p>	<p>館林都市圏（館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町）での「館林都市圏広域立地適正化に関する方針」のなかで、広域連携や機能分担に向けた方針を定めていることから、館林都市圏内の他自治体と館林都市圏外の他自治体の記載としております。</p>
10	<p>41 ページの将来都市構造図で、国道 354 号が記載されていない。</p>	<p>国道 354 号を記載いたします。</p>
11	<p>45 ページの土地利用の基本的な考え方の質の高い居住環境の形成のなかの開発許可制度の適切な運用について、開発許可制度が現在まで適切に運用されていないことが、市街化区域の人口減少、市街化調整区域の人口増加となっているのでは。</p> <p>また、特性をいかした新たな拠点等の検討の中に、「群馬県唯一の東北自動車インターチェンジがある本市の強み」とあるが、井の中の蛙の発想では。</p>	<p>開発許可制度では、市街化調整区域の基準等に該当すると認めるものを許可しており、コンパクトで持続可能な都市の実現に向けて、土地利用の基本的な考え方として、必要に応じて開発許可の運用の見直し等を行うこととしています。</p> <p>また、東北自動車道による東京都などへのアクセスや、圏央道が直結したことによる中部地方などへのアクセスが向上したことは、本市の強みと認識しております。</p>
12	<p>46 ページの都市的土地利用ゾーン（市街化区域）の居住、都市機能集積エリアのなかで、「城沼東部地区及び成島駅南周辺地区では、日常生活に必要な生活サービス機能を確保するとともに、中心拠点の機能補完を補いことで、地域間の生活サービス水準の格差の解消を図ります。」とあるが、格差を解消すべき地域は、大島地域北側や三野谷地域ではないのか。</p>	<p>「館林市立地適正化計画」において、大島地域北側や三野谷地域などの地域住民への日常的に必要な生活サービス機能を提供し、その機能の維持、拡充を図り館林駅周辺地区の中心拠点の機能を補完する「地域拠点」として、城沼東部地区及び成島駅南周辺地区を位置づけております。</p>

13	<p>交通体系の基本方針図について、広域幹線道路が2種類あるのであれば、分けて明示する必要があるのではないかと。</p> <p>現在の国道122号と都市計画道路西部二号線とが重複している区間に国道122号の記載がない。</p> <p>都市計画道路茂林寺中通り線の記載がない。</p> <p>都市計画道路本町通り線から国道354号までの路線の記載がない。</p> <p>渡瀬駅が東寄りになっているのでは。</p>	<p>凡例の広域幹線道路の2つ目が記載間違いのため、幹線道路に修正いたします。</p> <p>現道と都市計画道路が重複している区間については、どちらかの路線名のみの記載としております。</p> <p>(都)茂林寺中通り線を記載いたします。</p> <p>広域連携軸、地域連携軸の路線のみを記載しています。</p> <p>渡瀬駅の駅舎の中心位置としています。</p> <p>また、上記の内容については、41、64、70、76、82、88、94、100、106ページも、同様に修正いたします。</p>
14	都市計画道路西部一号線の記載位置が都市計画道路西部二号線の位置となっている。	都市計画道路西部一号線の記載位置を修正いたします。
15	六郷地域に赤土町の一部が除かれている。	ご意見のとおり、六郷地域に赤土町の一部が除かれていますが、地域別構想の地域区分を設定するにあたり、一般県道古戸館林線で地域を区分しています。
16	119ページの地区計画の名称が〇〇地区地区計画となっている。	〇〇地区地区計画が正式名称となります。

素案修正概要

変更前	変更後	変更理由
—	—	—

問い合わせ：実施担当課名 都市計画課

電話番号 0276-47-5149

F A X 番号 0276-72-8871

E - m a i l toshikei@city.tatebayashi.gunma.jp